

**金利スワップ取引清算業務の手数料の変更・割戻しに係る  
「金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則」の一部改正について**

**I. 改正趣旨**

当社の金利スワップ取引清算業務の利用促進の観点から、金利スワップ取引清算業務に係る手数料について変更又は割戻しを行うことができるようとするため、「金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

**II. 改正概要**

- 当社は、金利スワップ取引清算業務の利用促進のために必要と認める場合には、一定の期間において、金利スワップ取引清算業務について徴収する手数料の変更又は割戻しを行うことができるものとする。

(備 考)

- 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第6条の3

**III. 施行日**

2026年1月5日から施行する。

以 上

## 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p><u>(手数料の変更又は割戻し)</u></p> <p><u>第6条の3 第3条から前条までの規定にかかわらず、当社は、当社が行う金利スワップ取引清算業務の利用促進のために必要と認める場合には、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、当社が金利スワップ取引清算業務について徴収する手数料の変更又は割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。</u></p> <p>付 則 この改正規定は、令和8年1月5日から施行する。</p>	(新設)